

四 半 期 報 告 書

(2008年度第3四半期)

自 2008年10月1日

至 2008年12月31日

ソ ニ ー 株 式 会 社

- 1 本書は、四半期報告書を金融商品取引法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、2009 年 2 月 13 日に提出したデータに目次および頁を付して出力・印刷したものです。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書および上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでいます。

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2009年2月13日
【四半期会計期間】	2008年度第3四半期（自 2008年10月1日 至 2008年12月31日）
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 中鉢 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 大根田 伸行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役 大根田 伸行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注および販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態および経営成績の分析	3

第3 設備の状況 14

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	15
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) ライツプランの内容	30
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	30
(5) 大株主の状況	30
(6) 議決権の状況	31

2 株価の推移 31

3 役員の状況 31

第5 経理の状況 32

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	33
(2) 四半期連結損益計算書	35
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	37

2 その他 53

第二部 提出会社の保証会社等の情報 54

[四半期レビュー報告書]

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		2008年度 第3四半期連結 累計期間	2008年度 第3四半期連結 会計期間	2007年度
会計期間		自2008年 4月1日 至2008年 12月31日	自2008年 10月1日 至2008年 12月31日	自2007年 4月1日 至2008年 3月31日
売上高および営業収入	百万円	6,205,933	2,154,584	8,871,414
営業利益（損失）	百万円	66,525	△17,962	475,299
税引前利益	百万円	136,680	66,451	567,134
四半期（当期）純利益	百万円	66,202	10,409	369,435
純資産額	百万円	—	3,195,722	3,465,089
総資産額	百万円	—	12,562,884	12,552,739
1株当り純資産額	円	—	3,184.51	3,453.25
基本的1株当り四半期（当期）純利益	円	65.97	10.37	368.33
希薄化後1株当り四半期（当期）純利益	円	63.16	9.98	351.10
自己資本比率	%	—	25.4	27.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△34,967	—	757,684
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△596,625	—	△910,442
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	382,969	—	505,518
現金・預金および現金同等物四半期末 （期末）残高	百万円	—	786,763	1,086,431
従業員数	人	—	179,400	180,500

（注）1 当社の連結経営指標等は、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国で一般に認められた会計原則にもとづき作成されています。

2 当社は、2008年4月1日より、従来少数株主損益の後、四半期（当期）純利益の前に表示していた持分法による投資損益を営業損益の一部として表示しています。これにともない、2007年度の営業利益ならびに税引前利益を2008年度第3四半期の表示に合わせて組替え再表示しています。

3 売上高および営業収入には、消費税等は含まれていません。

4 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 【事業の内容】

2008年度第3四半期連結会計期間において、当社および当社の連結子会社（以下「ソニー」）が営む事業の内容について、「3 関係会社の状況」に記載した重要な関係会社の異動にともなう変更を除いて、重要な変更はありません。

2008年12月31日現在の子会社数は1,303社、関連会社数は92社であり、このうち連結子会社（変動持分事業体を含む）は1,263社、持分法適用会社は86社です。

なお、当社の連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請されている会計基準、すなわち、米国で一般に認められた会計基準（以下「米国会計原則」）にもとづき作成されており、関係会社の情報についても米国会計原則の定義にもとづいて開示しています。「第2 事業の状況」および「第3 設備の状況」においても同様です。

3 【関係会社の状況】

2008年度第3四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
Sony Music Entertainment (注3)	アメリカ デラウェア	—	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・有
Sony Music Entertainment B.V. (注3)	オランダ フィアーン	千ユーロ 55	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無

(注) 1 「主な事業の内容」には、事業の業種別セグメントの名称を記載しています。

2 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内書です。

*3 当第3四半期連結会計期間において、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT BV、およびSONY BMG MANAGEMENT CO., LLCが提出会社の持分法適用会社から連結子会社となりました。また、SONY BMG MANAGEMENT CO., LLCは、2008年12月31日付けでSONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTを存続会社として合併しました。なお、2009年1月1日付けで、SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTおよびSONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT BVは、社名をそれぞれSony Music EntertainmentおよびSony Music Entertainment B.V.に変更しました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2008年12月31日現在

従業員数（人）	179,400
---------	---------

(注) 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

(2) 提出会社の状況

2008年12月31日現在

従業員数（人）	18,080
---------	--------

第2【事業の状況】

1【生産、受注および販売の状況】

ソニーの生産・販売品目は極めて多種多様であり、エレクトロニクス機器、家庭用ゲーム機やゲームソフト、音楽・映像ソフト等は、その性質上、原則として見込生産を行っています。なお、ソニーはエレクトロニクス分野においては、製品の在庫をほぼ一定の必要水準に保つように生産活動を行っていることから、生産状況は販売状況に類似しています。このため生産および販売の状況については「3 財政状態および経営成績の分析」におけるエレクトロニクス分野の業績に関連付けて示しています。

2【経営上の重要な契約等】

2008年度第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態および経営成績の分析】

(1) 業績等の概要

ソニーは、2008年度第1四半期より、財務情報の表示と連結事業についてのマネジメントの見解との一貫性を確保するために、財務情報の表示方法を見直しました。ソニーは、持分法による投資の大半を占めるソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ（以下「ソニー・エリクソン」）、およびS-LCDコーポレーション（以下「S-LCD」）の事業をソニーの事業と密接不可分なものと考え、すべての持分法を適用している会社の投資損益を営業損益の一部として報告する方法がもっとも適切であると判断しました。ソニー・エリクソンおよびS-LCDの持分法による投資損益はエレクトロニクス分野の営業損益に含まれています。この変更にともない、過去のすべての会計期間の連結営業損益、各分野の営業損益および連結税引前損益を当四半期の表示に合わせて組み替え再表示しています。また、2008年9月30日まで、ソニーBMG・ミュージックエンタテインメント（以下「ソニーBMG」）の投資損益は、ソニーのその他に含まれていました。10月1日付で、ソニーがソニーBMGにおける残りの持分を買収したことにより、現在、ソニーBMGの業績はその他の業績に100%連結されています。（この買収に関する詳細については、後記「分野別営業概況－その他」をご覧ください。）

ソニーは持分法による投資損益を営業損益の一部として報告する方法へ表示の変更を行いました。 「売上高および営業収入（以下「売上高」）」から「売上原価、販売費・一般管理費およびその他の一般費用（以下「原価および費用」）」を除く金額は、変更前の表示方法における営業損益の定義と同一です。投資家の皆様がソニーの現在の情報を変更前の表示方法における情報と比較しやすいよう、下記の表では、売上高から原価および費用を除く金額を、変更前の表示方法における営業損益と同一のものとして表示しています。

	2007年度第3四半期	2008年度第3四半期
	億円	億円
売上高から原価および費用を除く金額	1,893	△72
持分法による投資利益（損失）	469	△108
営業利益（損失）	2,362	△180

売上高から原価および費用を除く金額は、米国会計基準に則った表示方法ではありません。この表示は補足的な経過措置として行っているものであり、ソニーの営業損益や当期純損益を代替するものではなく、追加的なものとして認識されるべきものです。

業績の状況

売上高は、前年同期比24.6%減少しました。

当四半期の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ95.3円、125.2円と前年同期の平均レートに比べ米ドルは17.7%の円高、ユーロは29.6%の円高となりました。

エレクトロニクス分野は、円高による悪影響および世界的な景気後退にともなう事業環境の悪化や価格競争の激化などにより前年同期比29.3%の減収となりました。ゲーム分野は、円高の影響に加え、ハードウェアおよびソフトウェアの売上が減少したことにより、前年同期比32.2%の減収となりました。映画分野は、当四半期において「007/慰めの報酬」の劇場興行収入が全世界で好調だったものの、前年同期には「スパイダーマン3」のDVDソフトが全世界で発売されたため、前年同期比21.8%の減収となりました。金融分野は、ソニー生命保険㈱（以下「ソニー生命」）

において保険料収入は増加したものの、日本の株式相場の大幅な下落の影響により、前年同期比24.1%の減収となりました。

営業損益は、前年同期比2,542億円悪化し、180億円の営業損失となりました。

営業損益の前年同期比悪化要因には、米ドルおよびユーロに対する円高による影響約1,270億円、ソニー・エリクソンなど持分法適用会社の業績悪化の影響577億円および主として日本の株式相場の大幅下落の影響による金融分野における損失拡大の影響332億円などが含まれています。

エレクトロニクス分野は、売上の減少およびソニー・エリクソンに関する持分法による投資損益の悪化などにより、営業損失となりました。ゲーム分野は、「プレイステーション 3」(以下「PS3®」)ハードウェアのコスト改善があったものの、為替の悪影響に加え、「プレイステーション 2」(以下「PS2®」)およびPSP®「プレイステーション・ポータブル」(以下「PSP®」)のハードウェアおよびソフトウェアの売上が減少したことにより、減益となりました。映画分野は、為替の悪影響により減益となりました。金融分野は、主に日本の株式相場の大幅な下落にともなうソニー生命の損失の増加により、全体で損失が拡大しました。

当四半期は、120億円(前年同期は112億円)の構造改革費用を営業費用として計上しました。このうちエレクトロニクス分野で101億円(前年同期はほぼ全額)を計上しました。

営業損益に含まれる持分法による投資損益は、前年同期比577億円悪化し、108億円の損失となりました。ソニー・エリクソンにおける持分法による投資損益は、販売台数が減少したこと、中・上位機種の販売構成比の低下および価格低下圧力の影響、ならびに構造改革費用の計上などにより、前年同期の304億円の利益に対し、当四半期は115億円の損失を計上しました。サムスン電子社との合弁会社S-LCDに関する持分法による投資利益は、前年同期比22億円減少の9億円となりました。

税引前利益は、主に営業損益の悪化により前年同期比80.2%減少の665億円となりました。なお、営業外収支については、為替差益が大幅に増加したものの、前年同期にはソニーフィナンシャルホールディングス(株)(以下「SFH」)上場にとともなう国内外における株式の募集および売出しにより持分変動益810億円を計上したことから、14.8%の悪化となりました。

法人税等は、644億円を計上し、税率は97%となりました。当四半期の実効税率が日本の法定税率を上回った主な要因は、ソニー(株)が当年度において税務上の損失を計上すると見込まれることにより、過去に計上した外国税額控除にかかる繰延税金資産を取り崩したこと、および試験研究費税額控除が減少したことによるものです。

少数株主損失は、前年同期の1億円に対し、当四半期は84億円となりました。当四半期に少数株主損失を計上したのは、ソニー生命において損失を計上したことによるものです。

当期純利益は、上述の結果、前年同期比94.8%減少の104億円となりました。

分野別営業概況

各分野の売上高はセグメント間取引消去前のもので、各分野の営業損益は配賦不能費用控除・セグメント間取引消去前のものです(「第5 経理の状況」四半期連結財務諸表注記『8 セグメント情報』参照)。

エレクトロニクス分野

エレクトロニクス分野の売上高は、分野全体では前年同期比29.3%減少の1兆4,621億円となりました。また、外部顧客に対する売上は前年同期比29.1%の減収となりました。これは主に、米ドルおよびユーロに対する円高による悪影響および世界的な景気後退にともなう事業環境の悪化や価格競争の激化によるものです。製品別では、販売台数が増加したブルーレイプレーヤーが増収だったものの、コンパクトデジタルカメラ「サイバーショット」、ビデオカメラ「ハンディカム®」およびPC「VAIO」などが大幅な減収となりました。

営業損益は、前年同期の2,006億円の利益に対し、当四半期は159億円の損失を計上しました。これは、売上の減少およびソニー・エリクソンに関する持分法による投資損益の悪化などによるものです。製品別では、液晶テレビ「BR AVIA」、PC「VAIO」、およびコンパクトデジタルカメラ「サイバーショット」などが大幅な減益となりました。

2008年12月末の棚卸資産は、前年同期末比482億円、5.4%減少の8,451億円となりました。2008年9月末比では2,415億円、22.2%の減少となりました。

ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズの業績概要

ソニー(株)が株式の50%を保有する持分法適用会社であるソニー・エリクソンの業績は、ソニーの連結財務諸表に直接連結されていません。しかし、ソニーは、この開示が投資家の皆様にもソニーのビジネス状況を分析するための有益な追加情報を提供すると考えています。なお、前述のとおり、ソニー・エリクソンに関する持分法による投資損益はエレクトロニクス分野の営業損益に含まれています。

ソニー・エリクソンの当四半期における売上高は、世界的な景気後退による製品需要の減少および信用収縮にともなう販売台数の減少などにより、前年同期比で23%減少の2,914百万ユーロとなりました。当四半期の税引前損益は、販売台数が減少したこと、中・上位機種の販売構成比の低下および価格低下圧力の影響、ならびに構造改革費用の計上などにより、前年同期の501百万ユーロの利益に対して、256百万ユーロの損失となりました。当期純損益は、前年同期の373百万ユーロの利益に対し、当四半期は183百万ユーロの損失を計上しました。

ゲーム分野

ゲーム分野の売上高は、前年同期比32.2%減少の3,938億円となりました。

ハードウェアについては、米ドルおよびユーロに対する円高の影響に加え、PS 2、PSPおよびPS 3の売上数量が前年同期比で減少したことにより、減収となりました。

ソフトウェアについては、PS 3用ソフトウェアの増収があったものの、米ドルおよびユーロに対する円高の影響、PS 2およびPSP用ソフトウェアの減収により、全体で減収となりました。

ハードウェア売上台数（全地域合計）	
プレイステーション 2	252万台（前年同期比 -288万台）
プレイステーション・ポータブル	508万台（前年同期比 -68万台）
プレイステーション 3	446万台（前年同期比 -44万台）
ソフトウェア売上本数（全地域合計）*	
プレイステーション 2	2,970万本（前年同期比 -3,120万本）
プレイステーション・ポータブル	1,550万本（前年同期比 -280万本）
プレイステーション 3	4,080万本（前年同期比 +1,480万本）

*自社制作およびソニーとライセンス契約を締結した他社制作の両方を含みます。

営業利益は、前年同期比97.0%減少の4億円となりました。PS 3ハードウェアのコスト改善があったものの、ユーロに対する円高の影響、PS 2およびPSPのハードウェア/ソフトウェアの売上が減少したことが減益の要因となりました。

2008年12月末の棚卸資産は、前年同期末比155億円、8.5%増加の1,985億円となりました。また、2008年9月末比で447億円、18.4%の減少となりました。

映画分野

映画分野の売上高は、前年同期比21.8%減少しました。ジェームズ・ボンド・シリーズ最新作である「007/慰めの報酬」の好業績により、全世界における劇場興行収入が増加しました。しかしながら、前年同期には「スパイダーマン3」のDVDソフトが全世界で発売されたため、当四半期の売上高は前年同期比で減少しました。当四半期のテレビ番組の収入は、前年同期に比べ減少となりました。これは前年同期に「Wheel of Fortune」に関するライセンス契約延長による収入があった一方、当四半期には同様の収入がなかったためです。当四半期の映画作品の売上に貢献したDVDソフトは「ハンコック」および「Step Brothers」などでした。

営業利益は、前年同期に比べ8.3%減少し、129億円となりました。当四半期のDVDソフト売上およびテレビ番組のライセンス収入は減少したものの、前年同期の劇場公開作品と比べ、「007/慰めの報酬」をはじめとする当四半期に公開された劇場公開作品の貢献が大きかったことにより、米ドルベースで増益となりました。

金融分野

ソニーの金融分野には、SFHおよびSFHの連結子会社であるソニー生命、ソニー損害保険(株)（以下「ソニー損保」）、ソニー銀行(株)（以下「ソニー銀行」）の3社、ならびに(株)ソニーファイナンスインターナショナルの業績が含まれています。また、特記していないすべての金額は米国会計原則に則って算出されています。したがって、以下に記載されているソニー生命の業績は、SFHおよびソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

金融ビジネス収入は、ソニー生命の減収により、分野全体では前年同期比24.1%減少しました。ソニー生命の収入は、前年同期比350億円、32.5%減少の728億円となりました。保有契約高の堅調な推移により保険料収入は増加した

ものの、当四半期における日本の株式相場下落幅が前年同期の下落幅を上回った結果、特別勘定における運用損失および一般勘定における株式の減損が増加したことにより、前年同期比で減収となりました。

営業損失は、主としてソニー生命の損失が増加したことにより、分野全体では前年同期比332億円拡大し374億円となりました。ソニー生命の営業損失は、前年同期比318億円拡大し377億円となりました。この損失の増加は、保険料収入の増加による貢献があったものの、日本の株式相場大幅な下落にともない、特別勘定において変額保険にかかる責任準備金を追加計上したことおよび一般勘定において株式の減損が増加したことなどによるものです。

その他

その他の売上高は、前年同期比106.8%の増収となりました。増収の主な要因は、2008年10月1日付で独ベルテルスマン社が保有していたソニーBMGにおける全持分の50%の取得を完了し、ソニーBMGがソニーの100%連結子会社になったことによるものです。ソニーBMGは、2009年1月1日付で社名をソニー・ミュージックエンタテインメント（以下「SME」）に変更しました。

当四半期におけるSMEの売上は、1,052億円でした。SMEの売上は、仮にソニーの連結子会社ではなかった前年同期における売上と比較した場合、米ドルベースで、22%の減収となりました。この減収は、世界的な景気後退によって全世界におけるパッケージメディアの音楽市場の縮小が加速していること、および、為替の悪影響があったことによるものです。当四半期におけるヒット作品には、AC/DCの「悪魔の氷/ブラック・アイス」、ビヨンセの「アイ・アム... サーシャ・フィアース」、P!NKの「ファンハウス」、ブリトニー・スピアーズの「サーカス」などがあります。

SMEが連結された影響を除くと、ソネットエンタテインメント(株)（以下、「So-net」）におけるブロードバンド接続サービスの課金収入の増加があったものの、日本で音楽制作事業を営む(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント（以下「SMEJ」）の減収などにより、前年同期比減収となりました。SMEJの売上は、パッケージメディアの音楽市場が引き続き縮小していることにもなうアルバム売上の減少などにより、前年同期比で減少しました。SMEJの当四半期の売上に貢献したアルバムには、中島美嘉の「VOICE」、YUIの「MY SHORT STORIES」、いきものがかりの「My song Your song」などがあります。

営業利益は、主としてSMEを連結したことにより、前年同期比10.0%増加しました。SMEの当四半期の営業利益は144億円となり、仮にソニーの連結子会社ではなかった前年同期の営業利益と比較した場合、41%の減少となりました。この減益は、売上の減少および為替の悪影響によるものです。前年同期の業績には、SMEに対する当時のソニーの持分50%に相当する持分法による投資利益115億円が含まれていました。

SMEが連結された影響を除いた場合のその他の営業利益は、減益となりました。SMEJは、主にコスト削減により増益となりましたが、ソニー・エリクソンからの商標権使用料収入が減少しました。

為替変動とリスクヘッジ

為替相場は変動していますが、リスクヘッジの方針については2008年度第3四半期において重要な変更はありません。

所在地別の業績

所在地別の業績は、米国財務会計基準書（以下「基準書」）第131号にもとづく地域（顧客の所在国）別情報について、前述の「分野別営業概況」に含め関連付けて分析的に記載しています。なお、ソニーは基準書第131号にもとづく開示に加え、日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し、出荷事業所の所在地別の売上高および営業収入、営業利益を補足情報として開示しています（「第5 経理の状況」 四半期連結財務諸表注記『8 セグメント情報』参照）。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー：当四半期における営業活動による現金・預金および現金同等物の収支は、前年同期から2,985億円（73.2%）減少し、1,091億円の収入超過となりました。金融分野を除くソニー連結では前年同期から2,613億円（84.3%）減少し、487億円の収入超過となりました。金融分野では前年同期から368億円（38.0%）減少し601億円の収入超過となりました。

当四半期において、金融分野を除くソニー連結では、支払手形および買掛金の減少、ならびに受取手形および売掛金の増加がありましたが、棚卸資産の減少や減価償却費を加味した当期純利益の計上などにより収入超過となりました。金融分野では、主にソニー生命での保有契約高の堅調な推移にともなう保険料収入の貢献により収入超過となりました。

前年同期との比較においては、金融分野を除くソニー連結では、主に支払手形および買掛金の減少ならびに当期純利益の減少により収入超過額が減少しました。金融分野では、ソニー生命における保険料収入の増加などがありまし

たが、収入超過額は前年同期に比べて減少しました。

投資活動によるキャッシュ・フロー：当四半期における投資活動による現金・預金および現金同等物の収支は、129億円の収入超過だった前年同期に対し、1,085億円の支出超過となりました。金融分野を除くソニー連結では、1,855億円の収入超過だった前年同期に対し、1,377億円の支出超過となりました。金融分野では、1,746億円の支出超過だった前年同期に対し、334億円の収入超過となりました。

当四半期において、金融分野を除くソニー連結では、エレクトロニクス分野における製造設備の購入や、独ベルテルスマン社が保有していたソニーBMGにおける全持分の50%の取得などによる支出がありました。金融分野では、有価証券の償還・売却および貸付金の回収が、ソニー生命が行った投資および業容が拡大しているソニー銀行が行った貸付を上回りました。

前年同期との比較においては、金融分野を除くソニー連結では、SFHの株式売却による収入などにより収入超過となった前年同期に対し、当四半期の投資活動によるキャッシュ・フローは支出超過となりました。金融分野では、ソニー生命における有価証券の償還・売却および貸付金の回収の増加が投資の増加を上回ったことにより、当四半期は収入超過となりました。

当四半期の金融分野を除くソニー連結における、営業活動で得た現金・預金および現金同等物（純額）から投資活動で使用した現金・預金および現金同等物（純額）を差し引いた額は、890億円の支出超過となりました。前年同期の営業活動で得た現金・預金および現金同等物（純額）と投資活動で得た現金・預金および現金同等物（純額）を加えた額は、4,955億円でした。

財務活動によるキャッシュ・フロー：当四半期における財務活動による現金・預金および現金同等物の収支は、192億円の支払超過だった前年同期に対し、1,464億円の受取超過となりました。金融分野を除くソニー連結では、前年同期の1,350億円の支払超過に対し、1,222億円の受取超過となりました。これは、当四半期において新株予約権付社債を償還したものの、これを上回るコマーシャルペーパーを主に日本において発行したことなどによります。金融分野では、ソニー生命における契約者勘定の増加およびソニー銀行における顧客預金の増加が、前年同期における増加を下回ったことなどにより、前年同期から982億円（82.9%）減少し、202億円の受取超過となりました。

現金・預金および現金同等物：以上の結果、為替相場変動の影響額を加味した現金・預金および現金同等物の当四半期末残高は、2008年9月末に比べ858億円（12.2%）増加して7,868億円となりました。前年同期末比では2,371億円（23.2%）の減少となりました。金融分野を除くソニー連結では、2008年9月末に比べ279億円（5.2%）減少して5,057億円となりました。前年同期末比では3,055億円（37.7%）の減少となりました。金融分野では、2008年9月末に比べ1,138億円（68.0%）増加して2,810億円となりました。前年同期末比では683億円（32.1%）の増加となりました。

金融分野を分離した経営成績情報等（監査対象外）

以下の表は、金融分野および金融分野を除くソニー連結の財務情報、経営成績情報、キャッシュ・フロー情報です（監査対象外）。この情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下のソニー連結の金額は、金融分野と金融分野を除くソニー連結間の取引を相殺消去した後のものです。

要約貸借対照表（監査対象外）

(金額：百万円)	2008年度第3四半期連結会計期間末 (2008年12月31日)		
	金融分野	金融分野を除く ソニー連結	ソニー連結
資産			
流動資産	1,213,764	3,553,505	4,718,003
現金・預金および現金同等物	281,049	505,714	786,763
銀行ビジネスにおけるコール ローン	125,062	—	125,062
有価証券	527,209	3,108	530,317
受取手形および売掛金（貸倒・ 返品引当金控除後）	10,979	1,210,688	1,215,530
その他	269,465	1,833,995	2,060,331
繰延映画製作費	—	295,801	295,801
投資および貸付金	4,144,033	366,674	4,454,450
金融分野への投資（取得原価）	—	116,843	—
有形固定資産	30,406	1,147,703	1,178,109
その他の資産	523,256	1,438,082	1,916,521
繰延保険契約費	398,219	—	398,219
その他	125,037	1,438,082	1,518,302
	5,911,459	6,918,608	12,562,884
負債および資本			
流動負債	1,576,419	2,771,385	4,288,522
短期借入金（1年以内に返済期限 の到来する長期借入債務を含む）	71,726	491,235	512,265
支払手形および買掛金	19,846	834,472	852,284
銀行ビジネスにおける顧客預金	1,339,213	—	1,339,213
その他	145,634	1,445,678	1,584,760
固定負債	3,759,447	1,149,511	4,817,917
長期借入債務	103,015	605,296	685,005
未払退職・年金費用	7,708	220,100	227,808
保険契約債務その他	3,462,544	—	3,462,544
その他	186,180	324,115	442,560
少数株主持分	1,060	46,567	260,723
資本	574,533	2,951,145	3,195,722
	5,911,459	6,918,608	12,562,884

要約損益計算書（監査対象外）

(金額：百万円)	2008年度第3四半期連結会計期間 (自 2008年10月1日 至 2008年12月31日)		
	金融分野	金融分野を除く ソニー連結	ソニー連結
金融ビジネス収入	103,084	—	99,558
純売上高および営業収入	—	2,056,085	2,055,026
売上高および営業収入	103,084	2,056,085	2,154,584
金融ビジネス費用および営業費用	140,136	2,026,577	2,161,737
持分法による投資損失	△347	△10,462	△10,809
営業利益（損失）	△37,399	19,046	△17,962
その他の収益（費用） —純額	△81	84,934	84,413
税引前利益（損失）	△37,480	103,980	66,451
法人税等その他	△14,856	79,918	56,042
四半期純利益（損失）	△22,624	24,062	10,409

要約キャッシュ・フロー計算書（監査対象外）

(金額：百万円)	2008年度第3四半期連結会計期間 (自 2008年10月1日 至 2008年12月31日)		
	金融分野	金融分野を除く ソニー連結	ソニー連結
営業活動から得た現金・預金および現金同等物（純額）	60,129	48,698	109,111
投資活動から得た（使用した）現金・預金および現金同等物（純額）	33,420	△137,726	△108,519
財務活動から得た現金・預金および現金同等物（純額）	20,234	122,221	146,384
為替相場変動の現金・預金および現金同等物に対する影響額	—	△61,136	△61,136
現金・預金および現金同等物純増加（減少）額	113,783	△27,943	85,840
現金・預金および現金同等物四半期首残高	167,266	533,657	700,923
現金・預金および現金同等物四半期末残高	281,049	505,714	786,763

(2) 対処すべき課題

2007年のサブプライムローン問題に端を発した金融危機は世界経済に混乱をもたらし、2008年秋以降、世界の経済情勢はこれまでになく一段と厳しいものとなりました。

ソニーを取り巻く事業環境についても、世界的な景気後退にともなう需要の減少や価格競争の激化、円高の進行、日本の株式相場の大幅下落など、大変厳しいものとなり、ソニーの各ビジネス分野に大きな影響を与えることとなりました。

このような状況に対処するため、ソニーはエレクトロニクス分野を中心に、スピードと収益性に主眼をおいた事業構造の変革に向けた施策を実行しています。

グループ全体での構造改革の実施および広告宣伝費、物流費、その他諸経費の大幅な削減を実施することで、2009年度にソニーグループ全体で、2008年度に比べ約2,500億円の費用削減を目指します。なお、構造改革費用は、2008年度に約600億円、2009年度に約1,100億円、合計で約1,700億円を見込んでいます。また、ソニーは、成長戦略を実現するための投資を継続する一方で、市場の変化に柔軟に対応するため、主にエレクトロニクス分野において、投資の削減と実行の延期を実施します。これにともない、2008年度の設備投資計画を4,300億円から3,800億円に修正しました。

さらに、業績の大幅な悪化に対処するため、ソニー(株)において、人事関連についての施策を次のとおり実行します。

報酬

- ・2008年度役員賞与の大幅減額。役員定額報酬も減額予定。
- ・特に、代表執行役の3名については、2008年度役員賞与を全額返上
- ・管理職についても、賞与の大幅減額、および月次報酬の減額を予定

早期退職支援制度の実施

- ・人員の最適化を図るため、社員の社外転進を支援する制度として早期退職支援制度を実施

以下、上記の費用削減のための施策を含め、経営陣が認識している各分野の課題とそれに対処するための取り組みについて説明します。

エレクトロニクス分野

事業環境急変の影響を最も受けているエレクトロニクス分野においては、既に短期的な施策として生産調整、在庫圧縮、経費等諸費用の削減などを実施してきましたが、これらの施策に加え、円高に対応した商品価格の見直し、投資計画の削減・延期、不採算・非戦略事業の縮小・撤退、国内外製造事業所の再編、および人材の再配置・人員の削減などを行っていきます。具体的な施策は次のとおりです。

・製造事業所の再編

製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、相手先ブランド製品の製造業者もしくは設計製造業者への委託(OEM/ODM)の活用を進めることによって、2009年度末までに製造事業所を現状の57拠点から約1割削減する予定です。

・人材の再配置・人員の削減

製造事業所の再編、開発・設計体制の見直し、営業や間接部門の効率化などによって、本社を含む全社的な業務の合理化を推進し、職務転換/転職支援プログラム等を通じた人材の再配置・最適化を図ります。これらの施策により、2009年度末までに、エレクトロニクス分野の全世界の従業員数を、2008年9月末時点の約16万人から約8,000人削減することを見込んでいます。同時に、派遣社員等の外部リソースの活用も見直す予定です。

また、主要な製品カテゴリにおける施策は次のとおりです。

液晶テレビ事業

-生産体制-

- ・海外事業所について、スロバキア・ニトラ工場において液晶テレビ増産投資を延期、スペイン・バルセロナ工場において生産規模を縮小、米国・ピッツバーグ工場において2009年2月末までに生産終了予定
- ・国内について、ソニーイーエムシーエス(株)一宮テクノロジーセンターで実施していたテレビの設計・生産を、

2009年6月をめどに終了し、同社稲沢テクノロジーセンターに集約

・新興国市場の成長による普及価格モデルの比率増加を見据え、OEM/ODM展開を加速し、投資とリターンのバランスを考え、投資効率を高めていく「アセット・ライト」化を推進

-設計体制-

- ・ハードウェアの基本設計およびソフトウェアをグローバルに共通化し、全世界に分散した設計開発リソースを集約
- ・ソフトウェア開発の一部領域をインドなど海外の外部リソースへ委託
- ・全世界のテレビ設計および関連する間接部門の人員を2009年度末までに全世界で約3割削減

また、テレビ事業の収益改善にとって重要な課題である、パネルの調達戦略については、以下のとおりです。現在、ソニーは、サムスン電子社との韓国拠点の合弁会社であるS-LCDにおける第7世代および第8世代製造ラインより、アモルファスTFT液晶パネルの供給を受けています。それぞれの生産能力はマザーガラススペースで月産130,000枚（第7世代）、月産50,000枚（第8世代）となっています。さらに、S-LCDは2009年4-6月期に第8世代液晶パネルの新たな製造ラインにおいて月産60,000枚規模で生産を開始する予定です。

また、S-LCDに加え、中長期的にコスト競争力のあるパネルを安定的に調達するため、ソニーは、シャープ(株)（以下「シャープ」）との間で、第10世代製造ラインによるアモルファスTFT液晶パネルおよびモジュールの製造を行う合弁会社を設立することについて、2008年2月に意向確認覚書を締結しました。2009年1月29日、ソニーとシャープは、世界経済の変化をうけ、合弁会社設立時期を、当初予定の2009年4月から1年程度延期し、2010年3月までとすることで相互に意向を確認し、2008年2月の覚書の内容を修正いたしました。ソニーとシャープは、今後、両社のリソースと技術の最適な活用方法を継続協議しながら、合弁会社設立のための法的拘束力を有する契約を2009年6月30日までに締結合意することを目指しています。

半導体・コンポーネント事業

半導体事業

半導体について、ソニーは、2007年度に事業全般の投資方針の見直しを行い、成長領域であるCCDおよびCMOSイメージセンサー事業に引き続き注力する一方、ゲーム向けシステムLSIについては、「アセット・ライト」戦略にもとづき、製造設備および資産の整理・縮小を行いました。この例として、ソニーは、PS3向けのプロセッサCell Broadband Engine™や画像処理用LSI「RSX」等の高性能半導体に関して、ソニーセミコンダクタ九州(株)長崎テクノロジーセンター内に有する製造設備を2008年3月に(株)東芝（以下「東芝」）へ売却しました。その後、東芝、ソニー(株)および(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントによって設立され、2008年4月1日付けで営業を開始した長崎セミコンダクターマニュファクチャリング(株)が、東芝より製造設備の貸与を受けてこれらの半導体の生産を開始しました。また、ソニーと東芝は、製造合弁会社であった(株)大分ティーエスエスセミコンダクタ（以下「OTSS」、東芝大分工場敷地内）に関し、2008年3月末の合弁契約期間満了をもって合弁関係を終了しました。これにともないソニーは、2008年4月1日付けでソニーがOTSSにおいて有する製造設備を東芝に売却しました。

今後、上述のゲーム向けシステムLSI領域において実施した「アセット・ライト」戦略を、イメージセンサーにも展開し、その一環として、携帯電話向けCMOSイメージセンサーの増産計画の一部を外部へ生産委託することにより投資を削減します。

コンポーネント事業

ソニーは、開発・設計・製造一体となったオペレーションを実施し、競争力を強化するため、中小型液晶事業についてはソニーモバイルディスプレイ(株)に、バッテリー事業についてはソニーエナジー・デバイス(株)に、それぞれリソースを集約します。

ゲーム分野

PS3については、ソフトウェアのラインアップの充実を図ることにより、プラットフォームの普及拡大を推進していきます。PS3ハードウェアについては、主要半導体の微細化や部品点数の削減などを通じた製造コストダウンにより、引き続き、損益の改善に取り組めます。また、PSPについては、引き続きソフトウェアタイトルや機能・サービスを拡充することにより、プラットフォームのさらなる普及拡大を推進します。同時に、ゲーム以外のネットワークサービスの領域にも積極的に展開し、ゲームを核としたインタラクティブエンタテインメントの世界を、パッケージソフトウェアおよびネットワーク双方を活用することによりユーザーに提供し、収益性の向上を目指します。

映画分野

映画分野においては、ソニーは、熾烈な競争や広告宣伝費などの費用の増加、増加傾向にある違法デジタルコピーの問題に直面しています。また、DVDフォーマットは発売から11年が経過し、市場において成熟の兆しを見せています。ソニーは、これらの課題に対処するため、ホーム・エンタテインメントにおける既存およびブルーレイディスク™を含む新規フォーマット、ならびにデジタルダウンロードなどの新たなプラットフォームで配給するため、広く全世界でアピールできる幅広いジャンルの映画を製作あるいは買い付けしていきます。

金融分野

金融事業においては、日本における少子高齢化にともなう人口減少によるマクロ経済環境の変化に加え、付加保険料の自由化、郵政民営化や保険商品の銀行窓販の全面解禁、銀行等による証券仲介業の解禁などの規制緩和といった事業環境の変化に直面しています。生命保険・損害保険・銀行といった業界に後発参入したソニーの金融各社では、こうした環境変化に対応しながら、各業界における特色ある個々のビジネスモデルを活かして、顧客満足度をさらに高めていくと共に、事業のさらなる拡大を図っていきます。

なお、国内外における株式の募集・売出しにより、SFHは、2007年10月11日に東京証券取引所市場第一部へ上場しました。これは、ソニー全体での経営資源の効率的な再配分と、金融事業のさらなる拡大にともなう必要資金の自己調達と自立成長を目的としたものです。株式公開後もSFHは、ソニー㈱が株式の60%を保有する連結子会社です。

ソニー生命では投資リスクの管理と中長期的な安定収益確保の観点から長期債中心のポートフォリオを構築しており、当年度においても長期債への投資を段階的に増やしています。また、増加する株価下落リスクの影響を緩和するため、株式・転換社債といったエクイティ性資産の保有残高の縮小を進めました。

(3) 研究開発活動

2008年度第3四半期連結会計期間の連結研究開発費は、前年同期に比べ84億円(6.7%)減少の1,171億円となりました。金融分野を除く売上高に対する比率は前年同期の4.6%から売上高の減少により5.7%に上昇しました。研究開発費の主な内訳をみると、エレクトロニクス分野が58億円(5.5%)減少の1,007億円、ゲーム分野が11億円(6.1%)減少の162億円でした。エレクトロニクス分野の研究開発費のうち約69%は、新製品の試作研究費、残り約31%は次世代ディスプレイ、半導体、通信など中長期を見据えた新技術の開発研究費でした。

(4) 資本の財源および資金の流動性についての分析

流動性マネジメントと資金の調達

ソニーは、事業活動に必要な流動性を保ちながら健全なバランスシートを維持することを財務の重要な目標と考えています。ソニーは、現金・預金・現金同等物(以下「現預金等」)(但し、国の規制等で資金の移動に制約があるものを除く)およびコミットメントラインの未使用額を合わせた金額を流動性として位置づけており、連結月次売上高の50%および半年以内に期限が到来する債務返済額の合計額を、十分にカバーできる流動性を通年にわたり維持することを基本方針としています。

流動性の保持に必要な資金は、今後の事業から得られるフリー・キャッシュ・フローおよび、現預金等でまかないますが、ソニーは必要に応じて金融・資本市場からの資金調達を行う能力も有しています。また、適切な流動性を維持するために、現預金等に加え金融機関とのコミットメントラインを保有しています。

2008年9月以降の急激な収益悪化を受けてソニーの当年度のキャッシュ・フローは悪化しつつありますが、現預金等の残高を一定レベル以上に維持するため、当年度末にかけては主に日本のCPマーケットを活用して資金調達を行っていく予定です。仮に日本のCPマーケット環境が悪化して必要額の調達が困難になった場合でも銀行借入(コミットメントライン含む)等の代替調達手段を保有しているため、流動性の維持に問題が発生することはないと考えています。なお、1年以内に返済期限が到来する債務については、現預金等とコミットメントラインで返済可能です。

ソニーは、主としてソニー㈱および英国における金融子会社であるSony Global Treasury Services Plc.(以下「SGTS」)を通じて、金融・資本市場からの資金調達を行っています。ソニーは日本国内において有効期限2010年6月、金額3,000億円の社債発行登録枠を保有しており、2008年12月に本登録枠を使用した3種類の普通社債(総額375億円)の発行を行いました(2008年度第3四半期末の社債発行登録枠未使用額2,625億円)。この社債発行により得た資金は主に社債償還資金に充当しました。また、ソニーは運転資金需要に対応するため、コマーシャルペーパー(以下「CP」)のプログラム枠(2008年度第3四半期末、円換算で合計1兆1,372億円)を有しており、日本、米国、ユーロの各市場へのアクセスがあります。主に日本でCPを発行したことにより、2008年度第3四半期末のCP発行残高は円換算で2,777億円でした。

ソニーは通常は上記の普通社債、CPに加え、シンジケートローンを含めた銀行借入などの手段を通じて調達を行いますが、万が一の場合に備えてコミットメントラインも保持しています。ソニーは2008年11月に日本の金融機関と結んでいる既存円貨コミットメントラインの増額(1,500億円を4,750億円に増額。期間3年(2011年11月満期))、および2008年12月に日本の金融機関と新規の複数通貨建コミットメントライン(1,500百万米ドル、期間5年(2013年12月満期))を組成しました。この目的は、2008年9月以降にみられたような金融・資本市場の混乱期においても機動的・安定的な資金調達を可能とし十分な流動性を確保することです。この結果、2008年度第3四半期末のコミット

メントラインの総額は円換算で1兆627億円（全額未使用）となっています。この総額には、2009年4月1日満期のグローバルな銀行団との複数通貨建コミットメントライン（円換算で3,896億円）が含まれています。ソニーは現在、契約更新に向けて交渉中ですが、日本の金融機関とのコミットメントラインを大幅に増額しているため、調達枠の金額は現在よりも縮小する予定です。

グループ全体の主要な資金調達に関する契約において、ソニーの格付けが低下した場合に、借入コストが上昇する条件が含まれているものがありますが、早期弁済を引き起こすような条項を含んでいるものはありません。また、ほとんどの借入金に用途制限はありませんが、例外として一部に米国連邦準備制度理事会などの規制に従い、米国の証券取引所に上場されている有価証券や米国の店頭市場において取引されている有価証券の取得に関して用途制限があります。

格付け

ソニーは、流動性および資本政策に対する財務の柔軟性を確保し、金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持するため、安定した一定水準の格付けの維持を重要な経営目標の一つと位置づけています。

ソニーは、グローバルな資本市場から円滑な資金調達を行なうにあたり、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」）およびスタンダード&プアーズ（以下「S&P」）の2社より格付けを取得しています。また、日本国内の資本市場からの調達にあたっては、日本の格付会社である㈱格付投資情報センター（以下「R&I」）からも格付けを取得しています。

2009年2月13日時点の債券格付けの状況（長期/短期）は以下の通りです。

	ムーディーズ	S&P	R&I
長期	A2（格下げ方向で見直し）	A-（見直し：ネガティブ）	AA-（方向性：ネガティブ）
短期	P-1（格下げ方向で見直し）	A-2	a-1+

キャッシュ・マネジメント

ソニーはSGTSを中心に世界的に資金の集中化・効率化を進めています。資本取引に規制があり資金移動を制限されている国や地域は一部存在しますが、大部分の子会社における資金の過不足は、SGTSにより純額ベースで一括して運用または調達される体制になっています。また、資金の効率化を目指して、各子会社に余剰資金が出た場合には、直接的又は間接的にSGTSを通じて資金の偏在をなくし、グループ全体で不必要な現預金等や借入を極力削減する体制を整えています。

金融分野

SFH、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の各社は、業務の遂行にともなう支払義務を履行するのに十分な流動性を確保することが重要だと認識しており、規制当局の定める各種規制の遵守ならびにそれに準拠した社内規程を制定、運用することによって、十分な現預金等を準備し、支払能力の確保に努めています。例えば、ソニー生命、ソニー損保は受取保険料を主な資金の源泉とし、有価証券を中心とした投資を行うことで十分な流動性を確保しています。また、ソニー銀行は、円貨・外貨建ての顧客からの預金を主な資金の源泉とし、住宅ローンを中心とする個人向け貸出と債券投資を行い、また、円滑な決済等に必要な水準の流動性を確保しています。

格付けについては、SFHはR&Iから発行体格付け AA-を取得しています。ソニー生命は、S&Pから保険財務力格付け A+を、ムーディーズから保険財務格付けAa3を、AMベストから保険会社格付けA+を、R&I、㈱日本格付研究所から保険金支払能力格付けAAをそれぞれ取得しています。ソニー銀行はS&Pから長期の円貨建・外貨建発行体格付けA-および短期の円貨建・外貨建発行体格付けA-2を、㈱日本格付研究所から長期優先債格付け AA-をそれぞれ取得しています。

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

2008年度第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

2008年度第3四半期連結会計期間において、ソニーはエレクトロニクス分野で携帯電話・コンパクトデジタルカメラ等向けイメージセンサーの増産投資計画の一部削減、ならびにスロバキア・ニトラ工場の液晶テレビ増産投資の延期を決定致しました。主にこれらの決定により、ソニーの2008年度の設備投資計画は、2008年度第2四半期連結会計期間末時点の計画から500億円減の3,800億円となります。また、2008年度第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
計	3,600,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2008年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2009年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,004,535,364	1,004,535,364	東京・大阪・ニューヨー ク・ロンドン 各証券取引所	単元株式数は 100株であり ます。
計	1,004,535,364	1,004,535,364	—	—

(注) 1 東京証券取引所および大阪証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(2009年2月)に新株予約権の行使(旧商法にもとづき発行された転換社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

① 第1回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2002年6月20日)	
	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)
新株予約権の数	9,878個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	987,800株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,396円 *3
新株予約権の行使期間	2003年12月9日から2012年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 5,396円 1株当たり資本組入額 2,698円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各新株予約権の目的となる株式の数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

② 第3回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2002年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)
新株予約権の数	9,332個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	933,200株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 36.57米ドル *3
新株予約権の行使期間	2003年4月1日から2013年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 36.57米ドル 1株当たり資本組入額 18.29米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

③ 第4回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2003年6月20日)	
	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)
新株予約権の数	8,145個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	814,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,101円 *3
新株予約権の行使期間	2004年11月14日から2013年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 4,101円 1株当たり資本組入額 2,051円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各新株予約権の目的となる株式の数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

④ 第6回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2003年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （2008年12月31日）
新株予約権の数	8,941個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	894,100株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.90米ドル *3
新株予約権の行使期間	2004年4月1日から2014年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 40.90米ドル 1株当たり資本組入額 20.45米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑤ 第7回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2004年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)
新株予約権の数	9,540個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	954,000株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,782円 *3
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2014年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 3,782円 1株当たり資本組入額 1,891円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑥ 第9回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2004年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)
新株予約権の数	8,085個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	808,500株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.34米ドル *3
新株予約権の行使期間	2005年4月1日から2015年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 40.34米ドル 1株当たり資本組入額 20.17米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑦ 第10回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2005年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)
新株予約権の数	10,093個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,009,300株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,060円 *3
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2015年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 4,060円 1株当たり資本組入額 2,030円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑧ 第11回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2005年6月22日）	
第3四半期会計期間末現在 （2008年12月31日）	
新株予約権の数	10,717個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,071,700株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34.14米ドル *3
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2015年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 34.14米ドル 1株当たり資本組入額 17.07米ドル
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社を完全子会社とする株式交換または株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換または株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 ③その他権利行使の条件は、当社株主総会決議および取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部または一部の譲渡が禁止される。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）*1 各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

⑨ 第12回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)
新株予約権の数	10,579個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,057,900株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,756円 *3
新株予約権の行使期間	2006年11月16日から2016年11月15日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 4,756円 1株当たり資本組入額 2,378円
新株予約権の行使の条件	①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑩ 第13回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2006年6月22日)	
第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)	
新株予約権の数	13,734個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,373,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.05米ドル *3
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2016年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 40.05米ドル 1株当たり資本組入額 20.03米ドル
新株予約権の行使の条件	①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑪ 第14回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2007年6月21日)	
	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)
新株予約権の数	7,962個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	796,200株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,514円 *3
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 5,514円 1株当たり資本組入額 2,757円
新株予約権の行使の条件	①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の承認の日以降本新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑫ 第15回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2007年6月21日)	
第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)	
新株予約権の数	15,844個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,584,400株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 48.15米ドル *3
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 48.15米ドル 1株当たり資本組入額 24.08米ドル
新株予約権の行使の条件	①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の承認の日以降本株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑬ 第16回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日（2008年6月20日）	
第3四半期会計期間末現在 （2008年12月31日）	
新株予約権の数	8,318個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	831,800株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,987円 *3
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 2,987円 1株当たり資本組入額 1,494円
新株予約権の行使の条件	①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）*1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

⑭ 第17回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日 (2008年6月20日)	
	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)
新株予約権の数	16,767個 *1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	1,676,700株 *2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 30.24米ドル *3
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	1株当たり発行価格 30.24米ドル 1株当たり資本組入額 15.12米ドル
新株予約権の行使の条件	①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 ③その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) *1 各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

旧転換社債等に関する事項は、次のとおりです。
 転換社債の残高、転換価格および資本組入額

銘柄（発行日）	第3四半期会計期間末現在 (2008年12月31日)		
	転換社債残高	転換価格	資本組入額
2010年満期 米貨建転換社債 *1 (2000年4月17日)	45,550千米ドル (4,735百万円)	円 銭 13,220 00	*2
2011年満期 米貨建転換社債 *1 (2001年4月16日)	45,559千米ドル (5,685百万円)	円 銭 8,814 00	*2
2012年満期 米貨建転換社債 *1 (2002年4月15日)	32,877千米ドル (4,346百万円)	円 銭 6,931 00	*2

(注) *1 米貨建転換社債は、いずれも株価連動型のインセンティブ・プランとして米国の関係会社の役員・幹部社員に対し割り当てることを目的として発行したものです。なお、2010年満期米貨建転換社債については額面総額11,781千米ドルを、2011年満期米貨建転換社債については額面総額31,496千米ドルを、2012年満期米貨建転換社債については額面総額32,208千米ドルを、それぞれ失権分として買入消却しました。

*2 転換により発行する株式の1株当たり発行価格（転換価格）に0.5を乗じた額で、その結果1円未満の端数が生じるときはその端数を切り上げた額。

(3) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2008年10月1日～ 2008年12月31日	—	1,004,535	—	630,765	—	837,453

(注) 2009年1月1日から2009年1月31日までの間の発行済株式総数、資本金および資本準備金の増加はありません。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、2008年度第3四半期において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

2008年度第3四半期末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日（2008年9月30日）にもとづく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

2008年12月31日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,057,500	—	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,000,800,400	10,008,004	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 2,677,464	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,004,535,364	—	—
総株主の議決権	—	10,008,004	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の普通株式が46,800株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る普通株式の議決権の数が468個含まれています。

② 【自己株式等】

2008年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ソニー株式会社 (自己保有株式) *1	東京都港区港南1-7-1	1,043,900	—	1,043,900	0.10
共信テクノソニック株式会社 (相互保有株式) *2	東京都品川区西五反田1-31-1	12,600	1,000	13,600	0.00
計	—	1,056,500	1,000	1,057,500	0.11

(注) *1 株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない普通株式が383株あり、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」および「単元未満株式」に含まれています。

*2 共信テクノソニック株式会社は、当社の取引先等で構成される持株会 (ソニー持株会 東京都港区港南1-7-1) に加入しており、同持株会名義で当社株式1,000株を所有しています。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2008年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	4,910	5,350	5,560	4,710	4,430	4,190	3,280	2,580	1,980
最低 (円)	4,000	4,560	4,620	4,050	4,000	3,120	1,766	1,766	1,717

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) ソニーの四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年（平成19年）内閣府令第64号）第93条の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しています。

(2) ソニーの四半期連結財務諸表は、各連結会社がある国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、2008年度第3四半期連結会計期間（2008年10月1日から2008年12月31日まで）および2008年度第3四半期連結累計期間（2008年4月1日から2008年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記 番号	2008年度 第3四半期連結会計期間末 (2008年12月31日)		2007年度末 (2008年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金および現金同等物		786,763		1,086,431	
2 銀行ビジネスにおけるコールローン		125,062		352,569	
3 有価証券	*4	530,317		427,709	
4 受取手形および売掛金		1,327,287		1,183,620	
5 貸倒および返品引当金		△111,757		△93,335	
6 棚卸資産	*3	1,082,772		1,021,595	
7 繰延税金		180,664		237,073	
8 前払費用およびその他の流動資産		796,895		794,001	
流動資産合計		4,718,003	37.5	5,009,663	39.9
II 繰延映画製作費		295,801	2.4	304,243	2.4
III 投資および貸付金					
1 関連会社に対する投資および貸付金		251,059		381,188	
2 投資有価証券その他	*4	4,203,391		3,954,460	
投資および貸付金合計		4,454,450	35.5	4,335,648	34.5
IV 有形固定資産					
1 土地		153,720		158,289	
2 建物および構築物		889,285		903,116	
3 機械装置およびその他の有形固定資産		2,350,687		2,483,016	
4 建設仮勘定		84,491		55,740	
		3,478,183		3,600,161	
5 減価償却累計額		△2,300,074		△2,356,812	
有形固定資産合計		1,178,109	9.4	1,243,349	9.9
V その他の資産					
1 無形固定資産		374,189		263,490	
2 営業権		426,210		304,423	
3 繰延保険契約費		398,219		396,819	
4 繰延税金		220,814		198,666	
5 その他		497,089		496,438	
その他の資産合計		1,916,521	15.2	1,659,836	13.3
資産合計		12,562,884	100.0	12,552,739	100.0

区分	注記 番号	2008年度 第3四半期連結会計期間末 (2008年12月31日)		2007年度末 (2008年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債および資本の部)					
I 流動負債					
1 短期借入金		411,898		63,224	
2 1年以内に返済期限の到来する 長期借入債務		100,367		291,879	
3 支払手形および買掛金		852,284		920,920	
4 未払金・未払費用		1,080,718		896,598	
5 未払法人税およびその他の未払 税金		80,088		200,803	
6 銀行ビジネスにおける顧客預金		1,339,213		1,144,399	
7 その他		423,954		505,544	
流動負債合計		4,288,522	34.1	4,023,367	32.1
II 固定負債					
1 長期借入債務		685,005		729,059	
2 未払退職・年金費用		227,808		231,237	
3 繰延税金		220,054		268,600	
4 保険契約債務その他		3,462,544		3,298,506	
5 その他		222,506		260,032	
固定負債合計		4,817,917	38.4	4,787,434	38.1
負債合計		9,106,439	72.5	8,810,801	70.2
契約債務および偶発債務	*7				
III 少数株主持分		260,723	2.1	276,849	2.2
IV 資本					
1 資本金					
普通株式		630,765	5.0	630,576	5.0
2 資本剰余金		1,154,279	9.2	1,151,447	9.2
3 利益剰余金		2,095,453	16.7	2,059,361	16.4
4 累積その他の包括利益					
(1) 未実現有価証券評価益	*4	42,670		70,929	
(2) 未実現デリバティブ評価損益		△1,140		△3,371	
(3) 年金債務調整額		△93,831		△97,562	
(4) 外貨換算調整額		△627,784		△341,523	
累積その他の包括利益合計		△680,085	△5.4	△371,527	△3.0
5 自己株式					
普通株式		△4,690	△0.1	△4,768	△0.0
資本合計		3,195,722	25.4	3,465,089	27.6
負債および資本合計		12,562,884	100.0	12,552,739	100.0

株式の種類および総数			
普通株式			
発行済株式		1,004,535,364株	1,004,443,364株
(自己株式)		(1,014,272株)	(1,015,596株)

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

		2008年度 第3四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高および営業収入				
1 純売上高		5,755,002		
2 金融ビジネス収入		375,409		
3 営業収入		75,522	6,205,933	100.0
II 売上原価、販売費・一般管理費 およびその他の一般費用				
1 売上原価		4,446,556		
2 販売費および一般管理費		1,276,040		
3 金融ビジネス費用		402,207		
4 資産の除売却損および 減損 (純額)		7,181	6,131,984	98.8
III 持分法による投資損失 (純額)			△7,424	△0.1
IV 営業利益			66,525	1.1
V その他の収益				
1 受取利息および受取配当金		18,533		
2 為替差益 (純額)		60,072		
3 投資有価証券売却益 (純額)		826		
4 子会社および持分法適用会社 の持分変動にともなう利益		1,839		
5 その他		21,989	103,259	1.6
VI その他の費用				
1 支払利息		18,290		
2 投資有価証券評価損		2,800		
3 その他		12,014	33,104	0.5
VII 税引前利益			136,680	2.2
VIII 法人税等				
1 当四半期分		91,957		
2 繰延税額		△17,496	74,461	1.2
IX 少数株主損益前利益			62,219	1.0
X 少数株主損失			△3,983	△0.1
XI 四半期純利益			66,202	1.1

1 株当たり情報	*6	
四半期純利益		
- 基本的		65.97円
- 希薄化後		63.16円
配当金		30.00円

【第3四半期連結会計期間】

		2008年度 第3四半期連結会計期間 (自 2008年10月1日 至 2008年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高および営業収入				
1 純売上高		2,029,451		
2 金融ビジネス収入		99,558		
3 営業収入		25,575	2,154,584	100.0
II 売上原価、販売費・一般管理費 およびその他の一般費用				
1 売上原価		1,564,079		
2 販売費および一般管理費		461,903		
3 金融ビジネス費用		132,782		
4 資産の除売却損および 減損 (純額)		2,973	2,161,737	100.3
III 持分法による投資損失 (純額)			△10,809	△0.5
IV 営業損失			△17,962	△0.8
V その他の収益				
1 受取利息および受取配当金		4,220		
2 為替差益 (純額)		79,802		
3 投資有価証券売却益 (純額)		365		
4 子会社および持分法適用会社 の持分変動にともなう利益		1,515		
5 その他		10,186	96,088	4.4
VI その他の費用				
1 支払利息		6,863		
2 投資有価証券評価損		1,358		
3 その他		3,454	11,675	0.5
VII 税引前利益			66,451	3.1
VIII 法人税等				
1 当四半期分		44,954		
2 繰延税額		19,441	64,395	3.0
IX 少数株主損益前利益			2,056	0.1
X 少数株主損失			△8,353	△0.4
XI 四半期純利益			10,409	0.5

1 株当たり情報	*6	
四半期純利益		
- 基本的		10.37円
- 希薄化後		9.98円

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		2008年度 第3四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 四半期純利益		66,202
2 営業活動に使用した現金・預金および 現金同等物 (純額) への四半期純利益 の調整		
(1) 有形固定資産の減価償却費および無形 固定資産の償却費 (繰延保険契約費の 償却を含む)		300,585
(2) 繰延映画製作費の償却費		185,256
(3) 株価連動型報奨費用		2,825
(4) 退職・年金費用 (支払額控除後)		△11,983
(5) 資産の除売却損および減損 (純額)		7,181
(6) 投資有価証券売却益および評価損 (純額)		1,974
(7) 金融ビジネスにおける売買目的有価証券 の評価損 (純額)		78,283
(8) 子会社および持分法適用会社の持分変動 にともなう利益		△1,839
(9) 繰延税額		△17,496
(10) 持分法による投資利益 (純額) (受取配当金相殺後)		39,077
(11) 資産および負債の増減		
受取手形および売掛金の増加		△228,616
棚卸資産の増加		△182,727
繰延映画製作費の増加		△206,931
支払手形および買掛金の減少		△79,919
未払法人税およびその他の未払税金の 減少		△130,840
保険契約債務その他の増加		102,242
繰延保険契約費の増加		△51,868
金融ビジネスにおける売買目的有価証券 の増加		△32,758
その他の流動資産の増加		△150,292
その他の流動負債の増加		92,129
(12) その他		184,548
営業活動に使用した現金・預金および 現金同等物 (純額)		△34,967

		2008年度 第3四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1	固定資産の購入	△360,339
2	固定資産の売却	152,474
3	金融ビジネスにおける投資および貸付	△1,613,519
4	投資および貸付 (金融ビジネス以外)	△115,329
5	金融ビジネスにおける有価証券の償還、 投資有価証券の売却および貸付金の回収	1,330,046
6	有価証券の償還、投資有価証券の売却 および貸付金の回収 (金融ビジネス以外)	8,579
7	子会社および持分法適用会社株式の売却 による収入	2,248
8	その他	△785
	投資活動に使用した現金・預金および 現金同等物 (純額)	△596,625
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1	長期借入	50,454
2	長期借入金の返済	△260,987
3	短期借入金の増加 (純額)	384,129
4	金融ビジネスにおける顧客預り金の増加 (純額)	255,444
5	配当金の支払	△42,669
6	株価連動型報奨制度にもとづく株式発行 による収入	378
7	その他	△3,780
	財務活動から得た現金・預金および 現金同等物 (純額)	382,969
IV	為替相場変動の現金・預金および現金同等 物に対する影響額	△51,045
V	現金・預金および現金同等物純減少額	△299,668
VI	現金・預金および現金同等物期首残高	1,086,431
VII	現金・預金および現金同等物四半期末残高	786,763

1 会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法

当社は、1961年6月、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に米国預託証券（American Depositary Receipt）の発行登録を行い、1970年9月、ニューヨーク証券取引所に上場しています。前述の経緯により、当社は米国1934年証券取引法第13条（Section 13 of the Securities Exchange Act of 1934）にもとづく継続開示会社となり、年次報告書（Annual report on Form 20-F）をSECに対し提出しています。

当社の四半期連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、会計調査公報、会計原則審議会意見書および財務会計基準書等、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。なお、米国会計原則により要請される記載および注記の一部を省略しています。

当社および連結子会社（以下「ソニー」）が採用している会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法のうち、日本における会計処理の原則および手続ならびに表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。ほとんどの違いは国内会社の会計処理によるもので、そのうち金額的に重要な修正および組替項目については、米国会計原則による税引前利益に含まれる影響額を括弧内に表示しています。

(1) デリバティブ

米国財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards、以下「基準書」）第155号「特定の複合金融商品の会計処理（Accounting for Certain Hybrid Financial Instruments）」にもとづき、保有する転換社債は、転換社債部分と株式転換権を一体として評価し、その公正価額変動を損益に計上しています。（2008年度第3四半期連結累計期間 40,948百万円の損失、2008年度第3四半期連結会計期間 9,942百万円の損失）

(2) 保険事業の会計

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。伝統的保険商品に関する繰延費用は、基準書第60号「保険会社の会計処理および報告（Accounting and Reporting by Insurance Enterprises）」にもとづき、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、基準書第97号「特定の長期契約ならびに投資の売却による実現損益に関する保険会社の会計処理および報告（Accounting and Reporting by Insurance Enterprises for Certain Long-Duration Contracts and for Realized Gains and Losses from the Sale of Investments）」にもとづき、見積期間にわたり当該保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。なお、日本においてはこれらの費用は、発生年度の期間費用として処理しています。（2008年度第3四半期連結累計期間 97百万円の利益、2008年度第3四半期連結会計期間 3,435百万円の損失）米国会計原則上、保険契約債務は保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式により計算していますが、日本においては行政監督庁の認める方式により算定しています。（2008年度第3四半期連結累計期間 6,788百万円の損失、2008年度第3四半期連結会計期間 27,707百万円の損失）

(3) 営業権およびその他の無形固定資産

基準書第142号「営業権およびその他の無形資産（Goodwill and Other Intangible Assets）」にもとづき、営業権および耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期および減損の可能性を示す事象または状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。（2008年度第3四半期連結累計期間 17,200百万円の利益、2008年度第3四半期連結会計期間 6,036百万円の利益）

(4) 未払退職・年金費用

基準書第158号「確定給付年金および他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理（Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans）」にもとづき、確定給付年金および他の退職後給付制度が積立超過の場合は資産を、積立不足の場合は負債を計上しています。また、純退職・年金費用としてまだ認識されていない年金数理純損益および過去勤務債務を、累積その他の包括利益の構成要素として、税効果考慮後の金額で認識しています。

(5) 資本の部の表示方法

SECの定める規則S-X（Regulation S-X）にもとづき、資本の部における各項目を表示しています。また、少数株主持分は、負債の部と資本の部の間に独立の科目として表示しています。

(6) 持分法による投資損益の会計処理区分

持分法による投資損益は、持分法適用会社の事業をソニーの事業と密接不可分なものと考えて営業損益の前に区分して表示しています。なお、日本において当損益は、営業外収益又は営業外費用の区分に表示しています。

(7) 変動持分事業体の連結

米国財務会計基準審議会解釈指針（以下、「解釈指針」）第46号改訂版「変動持分事業体の連結 - 会計調査公報（以下「ARB」）第51号の解釈（Consolidation of Variable Interest Entities - an Interpretation of ARB No. 51）」にもとづき、変動持分事業体（以下「VIE」）とされる事業体のうち、ソニーがその主たる受益者であると判定されたVIEを連結しています。

(8) セグメント情報

基準書第131号「企業のセグメントおよび関連情報に関する開示（Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information）」にもとづき、ビジネスセグメントおよび地域（顧客の所在国）別情報を開示しています。この情報に加えて、出荷事業所の所在地別の売上高、営業収入および営業利益を金融商品取引法による開示要求を考慮して開示しています。

(9) 法人税等における不確実性に関する会計処理

解釈指針第48号「法人税等における不確実性に関する会計処理 - 基準書第109号の解釈指針（Accounting for Uncertainty in Income Taxes, an interpretation of FASB Statement No. 109）」にもとづき、税務申告時にある税務処理を採用する事によって生じる税金費用の減少が、50%以上の可能性で税務当局に認められないと考えられる場合に税金引当を計上しています。

2 主要な会計方針の要約

(1) 新会計基準の適用

公正価値による測定

2006年9月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）は基準書第157号「公正価値による測定（Fair Value Measurements）」を公表しました。この基準書は、公正価値の測定について枠組みを確立し、公正価値の定義を明確化するとともに、公正価値による測定の使用についてディスクロージャーを拡大しています。基準書第157号は、公正価値による測定を要求または許可する他の会計原則のもとで適用され、新しく公正価値による測定を要求するものではありません。2008年2月、FASBは審議会職員意見書（FASB Staff Position、以下「FSP」）第157-1号「基準書第13号におけるリースの分類もしくは測定を目的とする、公正価値の測定を規定する基準書第13号およびその他の会計基準への基準書第157号の適用（Application of FASB Statement No. 157 to FASB Statement No. 13 and Other Accounting Pronouncements That Address Fair Value Measurements for Purposes of Lease Classification or Measurement under Statement 13）」およびFSP第157-2号「基準書第157号の適用日（Effective Date of FASB Statement No. 157）」を公表しました。FSP第157-1号は特定のリース取引を基準書第157号の適用範囲から除外するものです。また、FSP第157-2号は特定の非金融資産・負債について基準書第157号の適用を部分的に1年遅らせるものです。2008年10月、FASBはFSP第157-3号「市場が活発ではない場合における金融資産の公正価値の決定（Determining the Fair Value of a Financial Asset When the Market for That Asset Is Not Active）」を公表しました。FSP第157-3号は市場が活発でない場合における基準書第157号の適用方法を明確にしたものです。金融資産・負債に関して、ソニーは2008年4月1日にこの基準書を適用しました。基準書第157号を適用することによる、ソニーの業績および財政状態への影響は軽微です。非金融資産・負債に関して、ソニーは現在この基準書を適用することによる影響を評価中です。なお、同基準書が要求する開示については、記載を省略しています。

金融資産および金融負債のための公正価値オプション

2007年2月、FASBは基準書第159号「金融資産および金融負債のための公正価値オプション（The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities）」を公表しました。この基準書は、現在は公正価値で評価することが要求されていない金融商品と特定のその他の資産および負債を、商品ごとに公正価値で測定することを認めています。一度、公正価値評価を選択すると変更は不能であり、その後の公正価値の変動は損益として計上されます。ソニーは2008年4月1日にこの基準書を適用しましたが、従来、公正価値で測定されていなかった資産・負債について、公正価値オプションを選択しませんでした。したがって、基準書第159号を適用することによる、ソニーの業績および財政状態への影響はありません。しかしながら、将来期間に対する影響額は、ソニーが保有する金融商品の性質および基準書第159号の規定の選択によっています。

(2) 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

ソニーは連結財務諸表の表示と事業についてのマネジメントの見解との一貫性を確保するために、定期的に表示方法の見直しをしています。ソニーは持分法適用会社の事業をソニーの事業と密接不可分なものと考え、2008年度より、従来、少数株主利益（損失）の後、当期純利益の前に表示していた持分法による投資損益を営業損益の一部として表示しています。この組替えにより、2008年度第3四半期連結累計期間の営業利益および税引前利益は7,424百万円減少しており、第3四半期連結会計期間の営業損失が10,809百万円増加するとともに税引前利益が同額減少しています。なお、四半期純利益に対する影響はありません。

(3) 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

税金費用の計算

ソニーは年間の税引前利益に対する実効税率を合理的に見積り、この税率を各四半期までの累計税引前利益に乗じて累計税金費用を算出する方法により、各四半期の税金費用を計算しています。

この年間見積実効税率にもとづく税金費用の計算には税務上の繰越欠損金、税額控除等の見込を反映させていますが、異常要因によるまたは非経常的な事象に関する損益等は反映させていません。なお、これらの損益に関する税金費用については、年間見積実効税率にもとづく税金費用とは別々に、その発生する四半期に計上しています。

(4) 勘定科目の組替え再表示

2007年度の連結財務諸表の一部の金額を、2008年度第3四半期連結会計期間の表示に合わせて組替え再表示しています。

3 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりです。

項目	2008年度 第3四半期連結会計期間末	2007年度末
	金額（百万円）	金額（百万円）
製品	792,128	687,095
仕掛品	85,920	119,656
原材料・購入部品	204,724	214,844
計	1,082,772	1,021,595

4 有価証券および投資有価証券その他

有価証券および投資有価証券その他に含まれる負債証券および持分証券のうち、売却可能証券および満期保有目的証券に区分されるものの取得原価、未実現評価損益および公正価額は次のとおりです。

項目	2008年度 第3四半期連結会計期間末				2007年度末			
	取得原価 （百万円）	未実現 評価益 （百万円）	未実現 評価損 （百万円）	公正価額 （百万円）	取得原価 （百万円）	未実現 評価益 （百万円）	未実現 評価損 （百万円）	公正価額 （百万円）
売却可能証券								
負債証券	2,751,959	86,368	△31,633	2,806,694	3,052,096	78,723	△13,092	3,117,727
持分証券	143,772	23,854	△15,799	151,827	239,551	75,316	△19,555	295,312
満期保有目的証券	827,780	70,496	△2	898,274	57,840	773	△34	58,579
合計	3,723,511	180,718	△47,434	3,856,795	3,349,487	154,812	△32,681	3,471,618

5 企業結合等関係

当第3四半期連結会計期間（自 2008年10月1日 至 2008年12月31日）におけるパーチェス法を適用した企業結合

2008年10月1日、ソニーはベルテルスマン社（以下「ベルテルスマン」）が保有するSONY BMG MUSIC ENTERTAINMENT（以下「ソニーBMG」）における全持分の50%の取得を完了しました。新会社は、ソニーの完全子会社となりました。本件に関しては、以下の取引を行いました。まず、合併会社であるソニーBMGが保有する現金・預金63,606百万円により、ベルテルスマンが保有する持分の一部を償還しました。その後、残った株式をベルテルスマンから63,606百万円でソニーが取得しました。その結果、ベルテルスマンは、ソニーBMGの株式50%分として95,409百万円とソニーBMGが保有する現金・預金のうち持分に応じて31,803百万円の収入を得ることになりました。

- (1) 被取得企業の名称およびその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式ならびに結合後企業の名称および取得した議決権比率

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称	ソニーBMG
事業の内容	音楽事業

② 企業結合を行った主な理由

この取得により、SONY MUSIC ENTERTAINMENTが世界中に有する幅広い音楽資産とソニー製品、ソニーグループ各社との統合を深め、強固にし、そしてお客様にトータルエンタテインメントの体験を提供するため。

③ 企業結合日

2008年10月1日

④ 企業結合の法的形式ならびに結合後企業の名称

企業結合の法的形式	パートナーシップ持分およびソニーBMGの普通株式の取得
結合後企業の名称	SONY MUSIC ENTERTAINMENT

⑤ 取得した議決権比率

50%

- (2) 四半期連結会計期間および四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2008年10月1日から2008年12月31日まで

- (3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価

現金・預金	95,409 百万円
-------	------------

取得に直接要した費用

アドバイザー費用等	1,378 百万円
-----------	-----------

取得原価	96,787 百万円
------	------------

- (4) 発生した営業権の金額および発生原因

① 発生した営業権の金額

97,745百万円

② 発生原因

2008年12月31日時点で一部の資産の時価評価が未了のため、受け入れた無形固定資産を含む資産および引き受けた負債の見積公正価額と取得原価との差額を暫定的に営業権として処理しています。

- (5) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	154,040 百万円
-----	-------------

営業損失	△5,675 百万円
------	------------

四半期純損失	△6,235 百万円
--------	------------

なお、影響の概算額については監査証明を受けていません。

6 基本のおよび希薄化後1株当たり利益の調整表

基本のおよび希薄化後1株当たり利益の調整計算は次のとおりです。

項目	2008年度第3四半期連結累計期間		
	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	1株当たり利益 (円)
基本的1株当たり利益			
普通株式に配分される 四半期純利益	66,202	1,003,492	65.97
希薄化効果			
新株予約権	-	548	-
転換社債	-	44,133	-
希薄化後1株当たり利益			
計算に用いる普通株式に 配分される四半期純利益	66,202	1,048,173	63.16

2008年度第3四半期連結累計期間において、その権利行使価格が当社の普通株式の市場平均株価を上回っていたことから希薄化効果がないと認め、潜在株式数の計算から除いた新株予約権の行使にともなう潜在株式数は12,592千株です。

項目	2008年度第3四半期連結会計期間		
	利益 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	1株当たり利益 (円)
基本的1株当たり利益			
普通株式に配分される 四半期純利益	10,409	1,003,516	10.37
希薄化効果			
転換社債	-	39,939	-
希薄化後1株当たり利益			
計算に用いる普通株式に 配分される四半期純利益	10,409	1,043,455	9.98

2008年度第3四半期連結会計期間において、その権利行使価格が当社の普通株式の市場平均株価を上回っていたことから希薄化効果がないと認め、潜在株式数の計算から除いた新株予約権の行使にともなう潜在株式数は14,794千株です。

7 契約債務および偶発債務

(1) 契約債務

①ローン・コミットメント

2008年12月31日現在のローン・コミットメントは、合計で266,911百万円です。これは、金融子会社が、契約上合意された条件にもとづいて行う、顧客に対する貸付未実行残高です。

②パーチェス・コミットメント等

2008年12月31日現在のパーチェス・コミットメントは、合計で197,695百万円です。これらのうち、主要なものは次のとおりです。

ソニーは通常の事業において、固定資産の購入に関する契約債務を負っています。2008年12月31日現在、固定資産の購入に関する契約債務は、13,504百万円です。

映画分野の一部の子会社は、製作関係者とのあいだで映画およびテレビ番組を製作する契約を、また第三者とのあいだで、完成した映画フィルムまたは当該映画フィルムの一部の権利を購入する契約を締結しています。これらの契約は主に2011年3月31日までの期間に関するものです。2008年12月31日現在、当該契約にもとづく支払予定額は31,487百万円です。

音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との間に長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として2013年12月31日までの期間に関するものです。2008年12月31日現在、当該契約に基づく支払予定額は41,202百万円です。

2005年4月、当社は国際サッカー連盟（以下「FIFA」）とパートナーシッププログラムの契約を締結しました。この契約のもとで当社は、2007年から2014年までの期間、FIFAワールドカップ（*）等のFIFAが主催する大会においてスポンサー企業として各種権利を行使することが可能となります。2008年12月31日現在、当該契約にもとづく当社の支払予定額は17,842百万円です。

（*）「FIFAワールドカップ」はFIFAの登録商標です。

(2) 偶発債務

2008年12月31日現在の通常の事業において提供される保証を含む偶発債務は、最大で46,428百万円です。偶発債務のうち、主要なものは次のとおりです。

ソニーは、米国の音楽出版事業において2007年12月に行われた第三者投資家のリファイナンスに関連して、第三者投資家の債務に対し債権者が担保として保有している一定の資産を最低300百万米ドルで購入する申し入れを行うことを第三者投資家の債権者に保証しています。担保として保有されている資産は、第三者投資家が保有するソニーの音楽出版子会社の50%の所有持分が含まれています。2008年12月31日現在、この担保資産の公正価額は300百万米ドルを超えています。

欧州委員会は2003年2月に電気・電子機器の廃棄についての指令を出しました。この指令により、2005年8月以降、販売する製品について、最終消費者からの回収・処置・修理・安全に廃棄する仕組みの体系化とそれらに要する潜在的な費用を製造者が負担することが求められます。この指令にもとづく法律が施行されている大部分の欧州連合加盟国において、ソニーはこの指令に関する債務を計上しています。2008年12月31日時点において、上記の指令に関連する債務に重要性はありません。しかしながら、この指令にもとづく法律がすべての欧州連合加盟国で施行されていないため、ソニーはこの規制適用による影響額を継続して評価しています。

当社および一部の子会社は、数件の訴訟の被告となっています。また、さまざまな政府機関より調査を受けています。しかし、ソニーおよびソニーの法律顧問が現在知りうるかぎり、それらの訴訟その他の法的手続きによる損害は仮にあったとしても、四半期連結財務諸表に重大な影響をおよぼすものではないと考えています。

8 セグメント情報

ソニーは、エレクトロニクス、ゲーム、映画、金融分野およびその他の事業から構成されており、ビジネスセグメント情報は、当該区分により作成されています。

エレクトロニクス分野は、世界全地域で、映像・音響・情報・通信機器および部品の設計、開発、製造および販売を行っています。ゲーム分野は、主に日本、米国および欧州において、「プレイステーション 2」、「プレイステーション 3」およびPSP®「プレイステーション・ポータブル」のゲーム機および関連するソフトウェアの設計、開発および販売を行っています。また、外部のソフト開発会社に対するライセンス供与を行っています。映画分野は、主に米国において映画、ビデオソフト、テレビ番組を含む映像ソフトの企画、製作、製造を行い、全世界で販売、配給、放映しています。金融分野は、日本市場における生命保険、損害保険を主とする保険事業、日本のリースおよびクレジットファイナンス事業と銀行事業を行っています。その他は、主に音楽事業、日本におけるネットワークサービス関連事業、アニメーション作品の制作・販売事業、広告代理店事業などの多様な事業活動から構成されています。ソニーの製品およびサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものであります。

以下に報告されているオペレーティング・セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業損益がマネジメントによって経営資源の配分の決定および業績の評価に通常使用されているものです。

【ビジネスセグメント情報】

2008年度第3四半期連結累計期間における売上高および営業収入は次のとおりです。

	2008年度 第3四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)
売上高および営業収入：	
エレクトロニクス：	
外部顧客に対するもの	4,139,220
セグメント間取引	415,322
計	4,554,542
ゲーム：	
外部顧客に対するもの	830,028
セグメント間取引	61,973
計	892,001
映画：	
外部顧客に対するもの	530,834
セグメント間取引	—
計	530,834
金融：	
外部顧客に対するもの	375,409
セグメント間取引	11,403
計	386,812
その他：	
外部顧客に対するもの	330,442
セグメント間取引	50,547
計	380,989
セグメント間取引消去	△539,245
連結合計	6,205,933

エレクトロニクス分野におけるセグメント間取引は、主としてゲーム分野、映画分野およびその他に対するものです。

ゲーム分野におけるセグメント間取引は、主としてエレクトロニクス分野に対するものです。

その他におけるセグメント間取引は、主としてエレクトロニクス分野、ゲーム分野および映画分野に対するものです。

2008年度第3四半期連結会計期間における売上高および営業収入は次のとおりです。

	2008年度 第3四半期連結会計期間
項目	金額(百万円)
売上高および営業収入：	
エレクトロニクス：	
外部顧客に対するもの	1,327,548
セグメント間取引	134,570
計	1,462,118
ゲーム：	
外部顧客に対するもの	369,609
セグメント間取引	24,231
計	393,840
映画：	
外部顧客に対するもの	175,117
セグメント間取引	—
計	175,117
金融：	
外部顧客に対するもの	99,558
セグメント間取引	3,526
計	103,084
その他：	
外部顧客に対するもの	182,752
セグメント間取引	15,816
計	198,568
セグメント間取引消去	△178,143
連結合計	2,154,584

エレクトロニクス分野におけるセグメント間取引は、主としてゲーム分野、映画分野およびその他に対するものです。

ゲーム分野におけるセグメント間取引は、主としてエレクトロニクス分野に対するものです。

その他におけるセグメント間取引は、主としてエレクトロニクス分野、ゲーム分野および映画分野に対するものです。

2008年度第3四半期連結累計期間および連結会計期間におけるセグメント別損益は次のとおりです。

	2008年度 第3四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)
営業利益(損失)：	
エレクトロニクス	104,058
ゲーム	△33,658
映画	15,674
金融	△32,101
その他	34,725
計	88,698
セグメント間取引消去	2,572
配賦不能営業損益控除	△24,745
連結営業利益	66,525
その他の収益	103,259
その他の費用	△33,104
連結税引前利益	136,680

	2008年度 第3四半期連結会計期間
項目	金額(百万円)
営業利益(損失)：	
エレクトロニクス	△15,939
ゲーム	389
映画	12,949
金融	△37,399
その他	24,461
計	△15,539
セグメント間取引消去	3,110
配賦不能営業損益控除	△5,533
連結営業損失	△17,962
その他の収益	96,088
その他の費用	△11,675
連結税引前利益	66,451

上記の営業利益は、売上高および営業収入から売上原価および営業費用を差し引き、持分法による投資損益を加えたものです。

下記の表は、2008年度第3四半期連結累計期間および連結会計期間における、エレクトロニクス分野の製品部門別の外部顧客に対する売上高および営業収入の内訳です。ソニーの経営者は、エレクトロニクス事業を単一のオペレーティング・セグメントとして意思決定を行っています。

	2008年度 第3四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)
オーディオ	375,541
ビデオ	883,953
テレビ	1,048,783
情報・通信	750,913
半導体	173,957
コンポーネント	550,596
その他	355,477
計	4,139,220

	2008年度 第3四半期連結会計期間
項目	金額(百万円)
オーディオ	140,380
ビデオ	271,277
テレビ	372,753
情報・通信	244,096
半導体	56,084
コンポーネント	150,091
その他	92,867
計	1,327,548

【地域別セグメント情報】

2008年度第3四半期連結累計期間および連結会計期間における顧客の所在国別に分類した売上高および営業収入は次のとおりです。

	2008年度 第3四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)
売上高および営業収入：	
日本	1,420,814
米国	1,471,527
欧州	1,635,720
その他地域	1,677,872
計	6,205,933

	2008年度 第3四半期連結会計期間
項目	金額(百万円)
売上高および営業収入：	
日本	482,649
米国	542,185
欧州	654,613
その他地域	475,137
計	2,154,584

売上高および営業収入に関して、欧州およびその他地域において個別には金額的に重要性のある国はありません。

報告されているセグメントおよび地域別セグメントのセグメント間取引は、独立企業間価格で行っています。

2008年度第3四半期連結累計期間および連結会計期間において、単一顧客として重要な顧客に対する売上高および営業収入はありません。

2008年度第3四半期連結累計期間における出荷事業所の所在地別の売上高および営業収入、営業損益は次の表のとおりです。基準書第131号にしたがい要求される開示に加えて、ソニーはこの情報を日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し補足情報として開示しています。

	2008年度 第3四半期連結累計期間
項目	金額(百万円)
売上高および営業収入：	
日本：	
外部顧客に対するもの	1,492,229
セグメント間取引	3,447,249
計	4,939,478
米国：	
外部顧客に対するもの	1,687,351
セグメント間取引	301,757
計	1,989,108
欧州：	
外部顧客に対するもの	1,531,702
セグメント間取引	54,836
計	1,586,538
その他地域：	
外部顧客に対するもの	1,494,651
セグメント間取引	1,530,092
計	3,024,743
セグメント間取引消去	△5,333,934
連結合計	6,205,933
営業利益（損失）：	
日本	118,364
米国	△61,702
欧州	△36,180
その他地域	73,956
配賦不能営業損益控除および セグメント間取引消去	△27,913
連結合計	66,525

2008年度第3四半期連結会計期間における出荷事業所の所在地別の売上高および営業収入、営業損益は次の表のとおりです。基準書第131号にしたがい要求される開示に加えて、ソニーはこの情報を日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し補足情報として開示しています。

	2008年度 第3四半期連結会計期間
項目	金額(百万円)
売上高および営業収入：	
日本：	
外部顧客に対するもの	479,160
セグメント間取引	1,063,315
計	1,542,475
米国：	
外部顧客に対するもの	613,325
セグメント間取引	104,638
計	717,963
欧州：	
外部顧客に対するもの	621,907
セグメント間取引	19,506
計	641,413
その他地域：	
外部顧客に対するもの	440,192
セグメント間取引	430,651
計	870,843
セグメント間取引消去	△1,618,110
連結合計	2,154,584
営業利益（損失）：	
日本	△15,954
米国	△18,119
欧州	△16,484
その他地域	13,522
配賦不能営業損益控除および セグメント間取引消去	19,073
連結合計	△17,962

9 重要な後発事象
該当事項はありません。

2 【その他】

2008年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- 1 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・30,105百万円
- 2 1株当たりの金額・・・・・・・・・・30円（普通配当20円、特別配当10円）
- 3 支払請求の効力発生日および支払開始日・・・・・・・・2008年12月1日

(注) 2008年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2009年2月12日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 明 彦
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関 根 愛 子
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2008年4月1日から2009年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2008年10月1日から2008年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2008年4月1日から2008年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記1及び2参照）に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2008年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表注記2「主要な会計方針の要約」（2）「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、会社は2008年度より、従来、少数株主利益（損失）の後、当期純利益の前に表示していた持分法による投資損益を営業損益の一部として表示している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2009年2月13日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 中鉢 良治
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役 大根田 伸行
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表執行役である中鉢 良治および当社の最高財務責任者である執行役 大根田 伸行は、当社の2008年度第3四半期（自2008年10月1日 至2008年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

該当事項はありません。